



菊川市と静岡県立小笠高等学校との 連携に関する協定書



菊川市と静岡県立小笠高等学校(以下「両者」という。)は、若い世代の発想力や行動力を活かし、活力あふれる地域社会の創出に努め、誰もが幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、次のとおり連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、両者が包括的な連携のもと、相互の資源を有効に活用することにより、地域の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 教育及び人材育成に関すること。
- (2) まちづくりの推進に関すること。
- (3) 地域産業の振興及び新産業の創出に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 両者は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

3 両者のいずれかが、連携事項について変更を申し出たときは、その都度両者協議の上、必要な変更を行う。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、両者のいずれかから書面による申し出がないときは、有効期間が満了する日から1年間自動更新するものとし、以降も同様とする。

(疑義の解決)

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた時は、両者協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自その1通を保有する。